



基労補発第0130003号
平成19年1月30日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 菊 入 関 雄 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正
に伴う実施上の留意事項について

標記について、別添により都道府県労働基準部長あて通知しましたので、貴地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いします。



基労補発第0130002号
平成19年1月30日

日本医師会常任理事
石井 正 三 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正
に伴う実施上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の配慮をお願いいたします。

基 労 補 発 第 0130001 号
平 成 1 9 年 1 月 3 0 日

都 道 府 県 労 働 局
労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正
に伴う実施上の留意事項について

労災保険におけるリハビリテーション医療については、平成19年1月30日付基発第0130005号「労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について」により通知されたところであるが、この運用に当たっては下記事項に十分留意のうえ、その取扱いに遺漏のないよう関係職員及び労災保険におけるリハビリテーション医療指定施設（以下、「労災リハ医療施設」という。）等に対し徹底を図られたい。

記

1 改定趣旨について

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改正（以下「健保改正」という。）により、リハビリテーションの評価体系及び施設基準が見直されたことに伴い、リハビリテーション医療指定施設の指定要綱の整理を行ったものであること。

2 理学療法、作業療法及び言語療法について

健保改正により、理学療法、作業療法及び言語療法という評価体系は削除され、疾患別リハビリテーションが新設されたことから、労災リハ医療施設においては、健康保険診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の疾患別リハビリテーションの施設基準を満たしていることを指定要件に加えることとし、届出書類等の取扱いを変更したものであること。

3 様式等の変更について

- ① 疾患別リハビリテーションを行う上で必要な器械・器具等については、健保点数表の疾患別リハビリテーションの施設基準に定められていることから、基発第171号の別紙1「理学療法における器械・器具」を変更し、別紙2「作業療法における作業名及び器具等」及び別紙3「心理的作業療法における作業名及び器具等」については削除したものであること。

- ② 指定要件の変更に伴い、基発第171号の様式第2号-1「リハビリテーション医療指定施設の状況」及び様式第2号-3「リハビリテーション医療に関する器械設備等の状況」を変更したものであること。

4 心理的作業療法について

心理的作業療法については、その作業内容からみて作業療法士の直接監視のもとに複数の患者に行われるものが通常であることから、健保改正によって集団療法が削除されたことに伴い、労災保険リハビリテーション医療費算定基準においても削除したものであること。

なお、個別に行われた心理的作業療法については、労災診療費算定基準の取扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することができるものであること。

5 病床における作業療法について

病床における作業療法については、労災診療費算定基準の取扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することとして削除したものであること。

6 心理テストについて

労災保険リハビリテーション医療費算定基準「6 検査料」の（3）心理テストのうち、②操作が複雑なもの及び③操作と処理が極めて複雑なものとして掲げられている所定点数については、健保点数表に合わせて変更を行ったものであること。

7 実施医療機関について

労災保険リハビリテーション医療費算定基準は、昭和51年2月12日付け基発第171号に基づき厚生労働省労働基準局長が指定した医療機関においてのみ適用されるものであること。